

会議記録 (1)

会 議 名 称	北本市農業委員会 5 月定例総会
開 会 及 び 閉 会 日 時	開会 令和 7 年 5 月 2 6 日（月）午前 1 0 時 0 0 分 閉会 令和 7 年 5 月 2 6 日（月）午前 1 1 時 1 0 分
開 催 場 所	市役所 3 階 会議室 3 一 F
議 長 氏 名	横 山 信
出 席 委 員（者）氏 名	農業委員 1 新 井 保 好 8 大 島 隆 義 2 伊 藤 治 9 清 水 喜 美 子 3 新 井 信 洋 1 0 渡 邊 大 之 4 横 山 信 1 1 内 田 泰 宏 5 吉 野 満 咲 実 1 2 湯 澤 美 恵 6 加 藤 正 雄 1 3 山 本 浩 之 7 加 藤 浩 推進委員 1 荒 井 利 夫 2 加 藤 秀 明 3 諏 訪 光 雄 4 田 島 道 夫 5 新 井 良 和
欠 席 委 員（者）氏 名	
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	農業委員会 主幹 加 藤 仁 一 主査 安 藤 裕 也
事 務 局 職 員 職 ・ 氏 名	事務局長 深 谷 知 行 主 幹 加 藤 仁 一 主 査 安 藤 裕 也 主 事 江 澤 海 音
会議資料	別紙のとおり
配布資料	■ 5 月定例総会次第 ■ 第 5 回北本市農業委員会提出議案

会議記録（２）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	１ 開会
深谷事務局長	皆様こんにちは。
	定刻となりましたので、５月の定例総会を開催させていただきます。
	ただいまの出席委員につきましては、農業委員１３名、全員出席でございますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規程に基づき、会議は成立していますことを報告致します。
	また、農地利用最適化推進委員５名が出席していますことを報告致します。
	それでは、議事の方に入りますが、会議規則第４条の規定により、議事の進行は会長となりますので、横山会長にご挨拶をいただきましてから、議事の進行をよろしくお願いします。
横 山 会 長	（あいさつ）
	２ 議事録署名委員の選出及び会議の公開
議 長	最初に議事録の署名人ですが、６番加藤正雄委員と７番加藤浩委員、よろしくをお願いします。
	３ 議案
議 長	それでは、議案書に添って進めていきます。
	議案書３ページ、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」審議を行います。件号１について、事務局の説明をお願いします。
	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	譲受人は自宅周辺で露地野菜を中心として農業を営んでおります。申請地は自宅付近からは若干は離れますが、その移動距離は他の農業者が所有農地へ移動する距離と差はありません。
	また、譲渡人は現在川島町に住んでおり農業は行っておらず、申請地へ来ての農業を行うことに困難な環境であり、農地の管理に苦慮していると伺っております。
	本件の許可により、管理が行き届かなかった農地で新たな耕作者が耕作を行うことができます。また、譲受人の現在の耕作状況等を考慮しても本申請については問題無いと考えております。
	なお、申請地は当初、農地の一部に隣の宅地の離れが存在していましたが、申請前に除却を行っております。併せて、農地の一部に樹木が自生しておりますが、そちらについては、今後速やかに伐採を行う旨の誓約書をもらっており

会議記録（３）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	ますことを申し添えます。
議 長	続きまして、担当の加藤正雄委員より現地の状況等の説明をお願いします。
加藤正雄委員	現況は〇〇番、〇〇番にあつては、トラクターにより整地がされており、問題なく畑の形状であります。〇〇番にあつては、一部に屋敷林の跡と思われる雑木があります。畑として利用するためには伐採及び伐根が必要となると思われます。その件で事務局から説明がありましたが、譲受人から誓約書が提出され、今後の除去が確実にすることから畑の形状が確保されることと思います。 周辺の状況は農地と宅地が混在している地域です。周辺農地への影響ですが北側は露地野菜を栽培する農地がありますが、進入路で隔離されております。東側は公道、南側は宅地、西側は耕作のない農地であり、特に影響はないと考えます。
議 長	加藤正雄委員、ありがとうございました。 件号１について、質問はございますか。 （質問なし）
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
議 長	続きまして、議案書５ページ、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」審議を行います。件号１について、事務局の説明をお願いします。 （議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	申請人の施工業者は、地方自治体や民間企業の施設等の建築から、土木業まで営む総合建設業者です。今回の一時転用は同じく宮内５丁目地内で〇〇の新店舗の建築のため、申請地にある農業用ハウスを撤去して仮設の現場事務所等を設置します。

会議記録（４）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	申請人は近隣市においても多くの施工実績もある企業のため、一時転用終了後は適正に農地に復旧できることが見込まれるため、特に問題はないと考えます。
議 長	続きまして、担当の大島委員より現地の状況等の説明をお願いします。
大 島 委 員	現況は、近隣の工事に伴い現場事務所等の確保のため鉄骨のハウスが撤去されるということで、現在はハウスがあります。周辺の状況は農地と宅地が混在している地域です。周辺農地への影響は仮囲いなどを施工、また地域住民への説明で同意をもらっているということなので、特に問題ないと考えます。
議 長	大島委員、ありがとうございました。 件号１について、質問はございますか。 (質問なし)
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
議 長	続きまして、議案書６ページ、件号２について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	本件については、申請者から５月２２日に許可申請の取下願を提出する旨の連絡がありました。そのため本議案の削除をお願いします。
議 長	議案書７ページ、議案第３号「農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請について」審議を行います。件号１について、事務局の説明をお願いします。 (議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	議案書につきましては以上で事務局の意見です。

会議記録（５）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	営農型太陽光発電設備について、農作物の生育に適した日照量を保つための設計、支柱は効率的な農業機械等の利用が可能な高さ、周辺農地の効率的利用等に支障がない位置等のチェックが重要となり、営農型太陽光発電の取組に当たっては、発電事業を行う間、太陽光パネルの下部の農地で適切に営農を継続する必要があります。 許可後につきましては、下部農地における営農の適切な継続が確実で、長期安定的に発電事業を行うため、地域の方々の理解を得ながら事業を進めていくことが重要であり、長期の営農計画、営農体制の確保、電気事業法に基づく安全対策等関係する法令を遵守する必要があります。 変更内容は、これらに大きく影響を与えるものではなく、また、新たな太陽光発電設備の下で農作物も事業計画者の営農体系に影響を与えないことから、特段問題ないと考えます。
議 長	件号１について、質問はございますか。
湯 澤 委 員	支柱の本数が減ったにも関わらず、パネルの枚数は変わらないということは、どのように理解したらよいのでしょうか。
事 務 局	当初の計画は５メートル四方に４枚のパネルと設置する計画でしたが、５メートル四方に６枚設置することになったため、支柱の本数が削減されました。
議 長	他に質問等がないようですので採決に入りたいと思います。 賛成の方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
議 長	続きまして、議案書８ページ、件号２について、事務局の説明をお願いします。 （議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	議案書につきましては以上で事務局の意見です。 営農型太陽光発電設備について、件号１と同様に、農作物の生育に適した日照量を保つための設計、支柱は効率的な農業機械等の利用が可能な高さ、周

会議記録（６）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	辺農地の効率的利用等に支障がない位置等のチェックが重要となり、営農型太陽光発電の取組に当たっては、発電事業を行う間、太陽光パネルの下部の農地で適切に営農を継続する必要があります。 変更内容は、これらに大きく影響を与えるものではなく、また、新たな太陽光発電設備の下で農作物も事業計画者の営農体系に影響を与えないことから、特段問題ないと考えます。
議 長	件号２について、質問はございますか。
湯 澤 委 員	以前の審議で〇〇番は隣地に住宅がありますので、太陽光パネル設置するにあたっては、強度に問題が無いようにしなければならないと議論したことを記憶しています。今回の変更に伴う強度は問題がないという理解で良いのでしょうか。そのあたりの説明があったのか教えてください。
事 務 局	強度について、今回の計画変更申請に添付されている資料では確認はできませんでした。そのため今後の対応として、本会議終了後に申請者から関係資料を取り寄せ、来月の定例会にて再審議をいただければと考えます。その点について各委員よりご意見をいただきますようお願いいたします。
湯 澤 委 員	隣接地に住宅があり、太陽光パネルの設置場所が住宅より一段高くなっています。そのため風にさらされる率も高く、設置時にも不安の声がありました。 件号１と同じ５メートル四方に６枚のパネル配置では強度に心配が残り、何かあってからでは遅いので継続審議にするべきだと考えます。
議 長	６月の定例会にて再審議ということで決定して良いでしょうか。 （各委員賛成）
議 長	再審議と決定します。
議 長	続きまして、議案書９ページ、件号３について、事務局の説明をお願いします。 （議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	営農型太陽光発電設備について、件号１、２と同様に太陽光パネルの下部の

会議記録（７）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	農地で適切に営農を継続する必要があります。
	変更内容は、これらに大きく影響を与えるものではなく、また、新たな太陽光発電設備の下の農作物も事業計画者の営農体系に影響を与えないことから、特段問題ないと考えます。
議 長	件号３について、質問はございますか。
新井信洋委員	件号２は再審議を行うということですが、件号１から３は現地が繋がっています。件号２が再審議であるならば、件号１から３の全てを同じ条件で再確認し、審議した方が良いと考えますがいかがでしょうか。
議 長	新井委員の意見について、各委員はいかがでしょうか。
新井信洋委員	現地の状況を追加で説明します。現地は子供公園の南側に団地が開発された場所の南側です。団地は道路面と同じ高さで開発されていますが、畑は道路から丘陵地帯を登っていくようになっており、その登ったところに件号１から３までの太陽光パネルがあります。そのため物が飛び始めた時に低い場所に飛んでいく可能性があります。 また、じゃがいもから作物を変更するという計画ですが、私の知っている限りは土も赤土で荒れている土地で、他の作物を作付けしてもなかなか厳しいと思われる農地です。この３件は繋がっている土地であり、１件は再審議を行い、他の２件は可決するという事はあってはならないと考えます。
議 長	件号１～３までは全て同じように支柱数が減らされているため風が吹いた時の強度が心配であること。また３件とも同じ高台部分に申請地があるということで、３件とも来月再審議を行うということ良いでしょうか。
伊 藤 委 員	再度審議を行っても、工事車両はどこから入ってくるのでしょうか。
事 務 局	太陽光パネル自体は既に設置されているものを、今回の変更申請で修正を図るという案件です。 当初に審議され許可を得た計画が実際に工事を行った際、申請の計画とは違った形で設置されました。そこで今回、作物の品目を変更するのに併せて、パネルや支柱等の内容も既に作られている形に合わせて変更するものです。そのため工事は行われません。

会議記録（８）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	現時点でこの計画変更の太陽光パネルが建っており、作物変更に合わせて認めてもらおうというものです。 強度を確かめてもらい、来月再審議ということでよいでしょうか。
加藤正雄委員	確認ですが、令和２年の許可後に建築された太陽光パネルや支柱は、今回提出されている変更申請のものが建てられていることでしょうか。 そうであれば、その時に速やかにやるべきであったのではないのでしょうか。
議 長	本来ならば建築する前にやらなければならないことでありますが、黙ってやられてしまったのが現実です。それが地主の意向なのか、または建設会社の意向なのかは不明です。こちらも分からなかったのが実情です。
加藤正雄委員	強度の問題があったならば、なおさらその時点で速やかに審議を行うべきであったと思うが、今、変更後の太陽光パネルが設置されているのであれば、強度の問題の確認は必要であると思います。
湯 澤 委 員	件号２は特に住宅地に近いこともあり問題視しましたが、支柱の数が変われば農地転用の面積も変わっていると思います。強度の問題と転用面積の整合性も審議する必要があると考えます。先程、賛成はしてしまいましたが、件号１も含めて再審議する必要があると思います。
議 長	議案第３号件号１から３の議案について、６月定例会にて再審議ということで決定して良いでしょうか。 （全員賛成）
議 長	６月定例会にて再審議ということで決定します。
議 長	議案書１０ページからの、議案第３号「北本市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」審議を行います。 なお、採決に当たっては本計画を中間管理機構へ申請するという手続きから、件号ごとの採決は行わず、計画全体を採決することとします。 そのため、借受人ごとに、事務局からの説明、現地の状況の説明及び質疑を行い、最後に計画全体で採決を行います。 はじめに、件号１について、事務局の説明をお願いします。

会議記録（９）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	議案書につきましては以上で事務局の意見です。
	借受人は認定農業者として、市内を中心に大規模経営されている法人です。
	今回の案件について、これまでも「農用地利用集積計画による利用権」を設定し耕作してきたところです。継続の案件でありますので、本申請について問題は無いと判断しております。
議 長	件号１の担当の新井良和推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
新井推進委員	現況は多少雑草がありますが、管理されております。周辺の状況は農地が多い中に宅地が点在している地域です。今後の耕作予定は引き続き露地野菜を中心に作付けしていくということです。周辺農地への影響はないと考えます。
議 長	新井良和推進委員、ありがとうございました。
	件号１について、質問はございますか。
	（質問なし）
議 長	特に質問等がないようですので、次の議案に移ります。
	件号２について、事務局の説明をお願いします。
	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	議案書につきましては以上で事務局の意見です。
	借受人は認定農業者として、市内を中心に経営されています。今回の案件について、これまでも「農用地利用集積計画による利用権」を設定し耕作してきたところです。継続の案件でありますので、本申請について問題は無いと判断しております。
議 長	続きまして、担当の田島推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
田島推進委員	現況は作付けされておらず整地されております。周辺は農地が多い中に宅地が点在している地域です。耕作者に聞き取りを行ったところ、今後の作付け予定は露地野菜です。周辺農地への影響はないと考えます。
議 長	田島推進委員、ありがとうございました。

会議記録（１０）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	件号２について、質問はございますか。
	(質問なし)
議 長	特に質問等がないようですので、次の議案に移ります。
	件号３について、事務局の説明をお願いします。
	(議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	議案書につきましては以上で事務局の意見です。
	借受人は認定農業者として、市内を中心に大規模経営されている法人です。
	今回の案件について新規の案件ではありますが、これまでの実績や農地の管理
	等踏まえて適正に行える見込みがあるため、本申請について問題は無いと判断
	しております。
議 長	続きまして、担当の新井良和推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
	す。
新井推進委員	現況はさつまいもが作付けされております。周辺の状況等は件号１の隣接地
	に面しておりますので、件号１と同様です。
議 長	新井良和推進委員、ありがとうございました。
	件号３について、質問はございますか。
	(質問なし)
議 長	特に質問等がないようですので、次の議案に移ります。
	これから、件号４から６、その後に件号７の審議、最後に採決を行います
	が、全てにおいて農業委員会等に関する法律第３１条に基づき〇〇委員が利害
	関係人になることから、ここから採決が終わるまで退席を求めます。
	【〇〇委員 退席】
議 長	議案書１１ページ、件号４から６までについて、借受人が同一のため、一括
	で審議を行います。事務局の説明をお願いします。

会議記録（１１）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	(議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	借受人は新規就農後、徐々に作付面積を増やし、現在は約2.2haの農地を借り受け耕作を行っております。今回の案件の農地も自宅から近く、また周辺農地も借り受けて行っているため、まとまった一団の面積が取れ、農地の集約にも繋がることから、本申請について問題は無いと判断しております。
議 長	続きまして、担当の田島推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
田 島 推 進 委 員	現況は作付けされておらず整地されております。周辺は農地が多い中に宅地が点在している地域です。耕作者に聞き取りを行ったところ、今後の作付け予定は露地野菜です。周辺農地への影響はないと考えます。
議 長	田島推進委員、ありがとうございました。 件号４から６について、質問はございますか。
	(質問なし)
議 長	特に質問等がないようですので、次の議案に移ります。 議案書１２ページ、件号７について、事務局の説明をお願いします。
	(議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	借受人は認定農業者として、市内を中心に大規模経営されています。借受人は今回の案件の上沼地域で周辺農地を含め、一体的に耕作していることから、本申請について問題は無いと判断しております。
議 長	続きまして、担当の田島推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
田 島 推 進 委 員	現況は一部で荒れ地になっているところもありましたが、借受人に確認すると作付けまでに綺麗に整地するとのことでした。周辺の状況は上沼の水田地帯です。今後の作付け予定は水稻です。周辺農地への影響はないと考えます。
議 長	田島推進委員、ありがとうございました。 件号７について、質問はございますか。
	(質問なし)

会議記録（１２）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	特に質問等がないようですので採決に入りたいと思います。
	５月定例総会への提出分の農用地利用集積等促進計画（案）に賛成の方の挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
	〇〇委員の復席を求めます。
	【〇〇委員 復席】
	４ 専決事項
議 長	議案書１３ページからは、届出の専決事項になりますので、お目通しをお願いいたします。
	５ その他
議 長	最後に、その他につきまして事務局からお願いします。
事 務 局	（事務局説明）
議 長	皆様のご協力により、全ての議事が無事終了することができました。ありがとうございました。進行を事務局に戻しますのでよろしくお願いします。
	６ 閉会
深谷 事務局長	（閉会のあいさつ）

議事のとん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

令和７年 月 日

北本市農業委員会会長.....

議 事 録 署 名 委 員.....

議 事 録 署 名 委 員.....